

川西市立図書館資料収集要綱

平成 27 年 4 月 1 日

川西市教育委員会

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川西市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 17 年川西市教育委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に基づき、図書、記録その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）の収集につき、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 川西市立中央図書館は、規則第 6 条第 1 項の定めるところを実現するため、次に掲げる事項に留意して、広く図書館資料を収集する。

- (1)市民の要求に基づいて資料を収集する。
- (2)多様な要求に対して適切に援助するため、広範囲にわたる分野の資料収集に努める。
- (3)客観的かつ公正な立場で資料を収集する。
- (4)対立する意見がある資料については、それぞれの視点に立つ資料を収集する。
- (5)著者の思想・信条・宗教・政治的立場にとらわれることなく収集する。
- (6)必要に応じて複本を収集する。

(収集の範囲と収集基準)

第 3 条 図書館資料は、国内で刊行された資料を中心に基本的な資料から専門的な資料まで広く収集する。但し、ペーパーバックのコミック、学習参考書、テキスト類、高度な学術書は厳選する。

- 2 川西市の行政、歴史、地理、福祉、教育、経済、産業、芸術、スポーツ及び生活に関わる資料や川西市在住または、川西市ゆかりの著作者の著作は収集に努める。
- 3 市民の学びを支え、その課題解決を支援する資料や、生涯学習に資するために必要とする資料を収集する。
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年法律第 154 号)及び川西市子どもの読書活動の推進に関する要綱等に基づいて、子どもの読書活動を積極的に支援するために必要な資料を収集する。
- 5 客観的な根拠なく特定の個人や団体を誹謗中傷するもの、または、人権を侵害するおそれのあるものは収集しない。
- 6 過度に猥褻な表現がある資料は収集しない。

(選定会議)

第4条 収集する図書館資料は、規則第6条第3項に定める図書館資料選定の会議（以下「選定会議」という。）で決定する。

2 選定会議は、図書館長及び図書館長が指名する司書資格を有する職員により構成する。ただし、図書館長が必要と認めるときは、その他の職員を構成員に加えることができる。

3 選定会議は図書館長のもとで、規則第6条第1項及び第2項に基づく図書館資料選定の具体化について協議し、必要な方針等を決定する。

4 選定会議は、原則として毎月開催するものとするが、必要に応じて、図書館長の招集により、随時開催する。

5 選定会議は、図書館資料の選定とあわせて、規則第7条第1項に基づく除籍対象資料の選定を行う。

（委任）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、図書館長が定める。

付則

（施行期日）

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（従前要綱等の廃止）

2 従前において図書館資料選定の会議に関して定めた要綱その他内規は、廃止する。